

透析医療機関のみなさまへ

人工透析装置洗浄排水を公共下水道へ排水される場合 下水道に関する『排水基準の遵守』と『届出』をお願いします

人工透析装置内部の洗浄には酸性又はアルカリ性の薬品が使用され、その洗浄排水は、水素イオン濃度（pH）が下水道への排水基準である5を超え9未満に適合しない恐れがあります。特に酸性の洗浄排水を下水道に流されるとコンクリート製の下水道管が損傷し、道路陥没等の原因になります。下水道に損傷が発生した場合、下水道法第18条に基づき、原因者に対して工事に要する費用を負担していただく場合があります。

洗浄排水を公共下水道へ排水される場合には、下水道法及び大阪市下水道条例で定められた排水基準（裏面参照）を守る必要があります。排水基準に適合しない場合は、除害施設を設置し、中和処理を行う必要があります。なお、除害施設の設置を行う場合は、下水道法及び大阪市下水道条例で定められた届出の提出をお願いします。

詳しくは下記の担当部署までお問い合わせください。

【担当の業務】排水基準や除害施設の設置に関すること		
	住 所	電話番号
下水道資源循環課（水質規制） 〔下水放流関係〕	大阪市城東区中浜 1-17-10 東部方面管理事務所 6 階	06-6967-0981

下水道法及び大阪市下水道条例に基づく下水道への排水基準

水 質 項 目		排 水 基 準	
健 康 項 目	カドミウム	0.03	mg/L以下
	シアン	1	mg/L以下
	有機リン	1	mg/L以下
	鉛	0.1	mg/L以下
	6価クロム	0.2	mg/L以下
	ヒ素	0.1	mg/L以下
	総水銀	0.005	mg/L以下
	アルキル水銀	検出されず	mg/L以下
	PCB	0.003	mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1	mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2	mg/L以下
	四塩化炭素	0.02	mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L以下
	チウラム	0.06	mg/L以下
	シマジン	0.03	mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2	mg/L以下
	ベンゼン	0.1	mg/L以下
	セレン	0.1	mg/L以下
	ほう素	10	mg/L以下
	ふっ素	8	mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5	mg/L以下
	☆ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L以下
生 活 環 境 項 目	フェノール類	5	mg/L以下
	銅	3	mg/L以下
	亜鉛	2	mg/L以下
	鉄(溶解性)	10	mg/L以下
	マンガン(溶解性)	10	mg/L以下
	クロム	2	mg/L以下
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	—
	△生物化学的酸素要求量(BOD)	600	mg/L未満
	△浮遊物質質量(SS)	600	mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類 5 動植物油類 30	mg/L以下
	温度	45	℃ 未満
	よう素消費量	220	mg/L未満
	色	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと	

△ 印は、大阪市下水道条例により 2,600mg/L まで一定条件のもとに市長の承認を受けて排水することが出来ます。

☆ 印は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)に該当する下水処理場の処理区域内の工場・事業場に適用されます。